

女性グループ事業活動支援事業実施要領

第1 趣旨

女性が変わる未来の農業推進事業のうち、女性グループ事業活動支援事業の実施については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、福島県農政推進事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）及び女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領により適切に処理する。

第2 事業の目的

本県農業の復興・創生とともに成長産業化を図るためには、女性農業者の活躍が不可欠である。

このため、女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

第3 事業の内容及び事業実施主体等

- 1 事業の内容、事業実施主体、補助率及び上限額については別表1のとおりとし、県は事業実施主体に対し、予算の範囲内において当該事業に要する経費を補助する。
- 2 本事業における事業実施主体当たりの補助は、同一年度につき1回限りとする。

第4 事業の実施期間

交付決定日から事業を実施する年度の1月31日までとする。

第5 事業実施等の手続き

事業の実施等の手続きについては、以下のとおりとする。

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、次に記載する書類を添えて、事業実施計画認定申請書（様式第2号）とともに所管の農林事務所長（以下「所長」という。）へ提出する。
 - (1) 直近の総会資料（規約、役員・会員名簿等を含む資料）
 - (2) 見積書（機器の導入、事業の委託）
 - (3) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
 - (4) その他、所長が必要と認める書類
 - (5) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式）
- 2 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときはこれを承認

し、事業実施主体に通知する。所長は事業計画の承認にあたり、あらかじめ農林水産部長（以下「部長」という。）と協議を行う。

- 3 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、要綱で定める所定の手続きを行う。
- 4 要綱第5条に定める軽微な変更以外の変更の他、以下の事業の変更を行う場合は、1から2に準じて手続きを行う。
(1) 別表1の2のア・イの項を単位とする新たな取組又は中止
- 5 農林事務所の所管を超える地域で活動する事業実施主体（以下「県域団体等」という。）については、この要領の所長を部長に読み替え手続きを行う。

第6 補助

県は、予算の範囲内において、第5により承認した事業について、要綱の定めるところにより補助する。

第7 実績報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第1号）を作成し、所長へ報告する。
- 2 所長は事業実施主体から提出された実績報告を保管するとともに、その写しを、報告を受けた年度の2月10日までに部長へ提出する。

第8 その他

- 1 要綱の第1号様式、第2号様式及び第6号様式の別に定める様式は、交付要綱の別に定める第1号様式のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月2日から施行する。

別表 1

項目	内容
1 事業実施主体	事業実施主体は、以下に掲げる（１）～（３）を全て満たす女性グループとする。 （１）次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、全ての構成員がこれに同意していること。 ア 目的 イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局 ウ 意思決定の方法 エ 解散した場合の対応 オ 事務処理及び会計処理の方法 カ 会計監査及び事務監査の方法 キ その他、運営に関して必要な事項 （２）次に掲げる実施体制を整備すること。 ア 管理運営について、代表者を定めること。 イ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。 （３）女性１名以上を含む５名以上の農業者がグループに所属していること。 なお、ここでいう農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間３０日間以上従事の者とする。 また、農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。
2 補助対象経費	（１）補助対象とする取組 ア 県産農林水産物を活用した新商品開発 （ア）先進事例等の研修・調査 （イ）新商品開発に係る検討会 （ウ）新商品の試作 等

	※機器の導入は5万円未満に限る。また、汎用性の高い機器は不可。 イ 女性グループが抱える課題（グループの組織化、若手メンバーの獲得等）の解決に向けた研修会の開催等 (ア) 先進事例の調査 (イ) 研修・検討会の開催 (ウ) 効果的な情報発信 等 (2) 補助対象とする予算科目 消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要と所長が認めるもの。
3 補助率・上限額	補助率 10 / 10 以内 上限額 500 千円